

平成20年度 第4回芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会 会議録

日 時	平成20年10月4日(土) 13:30~15:30
会 場	北館2階会議室3
出席者	委員長 浅野 仁 副委員長 中野 久美子 委 員 宮崎 睦雄 山村 孝司 田中 喜代子 小林 正美 三輪 五月 吉田 三幸 柴沼 元 安宅 桂子 神棒 真一 船橋 久郎 磯森 健二 事務局 高年福祉課長 安達 昌宏 高年福祉課主幹(介護保険担当) 寺本 慎児 高年福祉課主幹(福祉公社担当) 北川 加津美 高年福祉課主査 細井 洋海 高年福祉課主査 山田 弥生 高年福祉課主査 田嶋 香苗 高年福祉課主査 木野 隆 高年福祉課主事 谷野 誠 高年福祉課主事 明石 典子 地域福祉課長 浅田 太枝子
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 第5次芦屋すこやか長寿プラン21の中間まとめについて
- (2) 第4期介護保険事業計画におけるサービス料の見込について
- (3) その他

2 審議内容

開 会

(委員長) 開会あいさつ。

議題(1)について事務局より報告してください。

(事務局) 第5次芦屋すこやか長寿プラン21の中間まとめについて事務局より資

料説明。

(委員長) 特に第4章の施策の展開方向について皆さんのご意見はいかがでしょうか。

(小林委員) 総論的には良いと思います。各論的な部分で、平成21年度から23年度の計画の中の22年度に「(仮称)福祉センター」ができることに関連して、今の高齢者生活支援センターの位置づけというのは、地域発信型ネットワークを支える機関になっていますが、平成22年の4月に向けて地域発信型ネットワークも、福祉センターの設置を見越した位置づけについて、もう少し踏み込んだ表現が必要ではないかと思います。

地域密着型サービスの目標の整備数について、アンケート調査結果や地域の実態から見たときに、認知症対応型通所介護やショートステイのニーズは高いと評価できます。認知症対応型通所介護では現状の整備量で推計していますが、利用者数は増加しているのに整備数を同数とすると受け入れができないことになってくるのではないかと思います。整備量をこの3ヶ年で定めるのかどうかということになります。

施設サービスに関して、人員の数値が計上されていますが、現計画では整備量が掲載されています。利用者数の推計だけでは分かりにくいです。施設整備数も掲載したほうがよいと思います。

施策の展開方向について、現計画の評価を自己評価という手法で報告いただきました。向こう3ヶ年でこれらの事業をどの機関(部署)が担っていくのかを掲載したほうがよいと思います。「連携」という表現は用いられていますが、実施主体箇所を計画書上で明記したほうが評価しやすくなりますし、関係団体や組織との役割分担がしやすくなるのではと思います。

(事務局) 福祉センターのご意見についてですが、福祉センターのなかには社会福祉協議会、地域包括支援センター、権利擁護センター等を設けることとしています。権利擁護センターのあり方としては、高齢者権利擁護委員会のなかで検討されているところであり、どういう形がよいのか未だ結論が出ていません。そのため、中間まとめとして掲載するところまで出来ませんでした。素案段階でより具体的な内容が記載できればと考えています。

担当課名を掲載したほうが良いのではとのご意見につきましては、確かに高年福祉課が主体として行うのか、それぞれの担当課が行うものなのか、どういう関わりができるかということにつきましては内部でより深い議論はしていません。関係各課との幹事会の開催を予定していますので、ご意見を踏まえて、検討させていただきたいと考えておりますが、掲載については現段階でお約束ができないことをご了承ください。

認知症対応型通所介護については次期計画期間では現状どおりとさせていただいております。確かに認知症の方が増加していくだろうとの予測が国の方でも示されていますが、認知症対応型通所介護事業所からは利用者としては少ないと聞いていますので現状維持とさせていただいております。

施設の整備量につきましては最終まとめの段階で整備数を掲載していきたいと考えています。

(山村委員) 私もどこの部署がどのようなことを実施していくのか掲載して欲しいということは意見として提出していました。

社会福祉協議会としてどこがどのようなことをしていくのに、どのような情報が入ってくるのかもっと知りたいときにわからないということがあります。

福祉センターについてですが、社会福祉協議会における職員の質と人数的な体制、福祉センターへ移転した場合の占める位置などなかなか浮かび上がってきません。そういったところをもっと社会福祉協議会と相談や協議をしていただければと思います。地域包括支援センターや保健所との関係をどうするか、情報なども提供してもらいたいと思います。

(事務局) 福祉センターの件で地域福祉課からお答えさせていただきますと、社会福祉協議会とは月1回協議させていただいております。配置などはどのような事業を行うのか、福祉センターをどういった機能として展開していくのかということのなかで相談させていただいております。

高年福祉課としても社会福祉協議会と相談させていただいております。社会福祉協議会としても他市と比べて課題を感じておられるようで、福祉センターにおいては社会福祉協議会として牽引していきたいと強く感じておられるようです。社会福祉協議会としても幅広く対応しておられますから、その点も配慮しながら相談させていただきたいと思います。

(田中委員) 福祉センターのことが話題になっていますが、相談機能について市民の方々から24時間の相談対応ができないかとの意見が出ています。この計画の基本理念は「高齢者がいつまでも安心して暮らせるまち」を掲げていますが、市民がそういった安心した暮らしができるよう、そのようなことが明記できるのかということが質問です。

シルバー人材センターについて、高齢者の就労についての派遣事業を今後展開できるのかどうか等、補足で説明いただきたいと思います。

ワークショップでいただいた意見は計画書のなかで反映できていると思います。

(事務局) シルバー人材センターですが、契約については3億円規模となり、会員数も増加してきています。今後、団塊の世代が高齢者として増加していくということで、シルバー人材センターのあり方について変わってきています。課題となっていることは現在の場所の問題です。子育て事業など事業拡大を予定していると聞いています。

24時間の相談対応ですが、実際の夜間対応や休日対応は職員が常時配置されているわけではありませんので、対応した施設スタッフなどが相談をつなぐということで聞いています。緊急時の対応ができるかどうかというところで相談をいただいております。今後の高齢者生活支援センターの検討課題ではあります。

(船橋委員) シルバー人材センターですが、市のなかの仕事を担当していくことになるのですか。

(事務局) 基本的には市域のなかの仕事を担当していくこととなります。

(船橋委員) 芦屋市域の中だけでは仕事が少ないのではないかと思うのですが。

(事務局) 現在の契約金額は年間で3億円と聞いていますので、仕事量としては少なくないと考えています。

(船橋委員) 県などとタイアップしていければよいと思うのですが。

(事務局) 県を通じて子育て事業の提案など、事業拡大がなされていると聞いています。

補足をさせていただきますと、シルバー人材センターの組織は全国、県、市という大きな組織とお考えください。

現状の就労内容は高齢者の実態に即した「危険でない」「簡易的な」といった内容の仕事を主に登録会員で担うというものです。現在の世情から高齢者の雇用就労ニーズが高まっている、これをどこかの機関が担わないといけない、それはシルバー人材センターであろうとされています。今、示されているのは、シルバー人材センターが人材派遣業の登録をし、企業に対して人材を派遣することによる雇用創出、あるいはシルバー人材センター自体が企業に対して企画提案をしていく、逆にシルバー人材センター自体が産出物を作って販売をする、こういったことが全国的に展開されてきていますし、兵庫県シルバー人材センターとしても、こういった事業を推進しています。芦屋市のシルバー人材センターがそこまで事業拡大をしているかと言えば、そこまで至っていません。そのためにはどうして行くのかという方向転換期であります。拠点整備も含めてこの計画に位置付けて推進していきたいと思えます。

(三輪委員) 地域密着型サービスについて、目標整備数ですが整備が非常に難しい状況かと思えます。提案としては、圏域を分けずに整備数を見ることができないかと感じていました。小規模多機能においては、実施できそうな場所があれば整備数を優先した取扱いができればと思えます。

(事務局) 圏域を超えた整備の取扱いについてですが、今募集している山手圏域は地価が高いこと、土地の広さの確保など、事業者側も着手する際に断られる場合があります。複合施設として募集していますが、芦屋市の面積規模であれば小規模多機能が圏域を分けて存在するという考え方と、市全体で一つと考える場合もあります。本市では地域に根ざした顔の見える関係性を目指していますので、圏域ごとの整備数として挙げさせていただいております。ただ整備ができなければ意味がありませんので、交付金の対応も含めて検討させていただきたいと思えます。

(吉田委員) 高齢者がこれから増加していく、認知症の方々が増加することはもはや分かっていることです。それに伴って権利擁護に対して充分に対応しないといけません。権利擁護に関して予防的な部分であったり、システムとしてどう考えるかということ、権利擁護支援センターの設置と記載されていますが、具体的なことを明記する方法がないかと考えていました。どこで明記していくかということについては、虐待のケースの一時保護はベッドが不足していたり、利用費用の支払いができないなどの理由で虐待状況が緩和できないという件数も増えてきています。施設整備数のほかに、利用支援の準備ということで課題として挙げてもよいのではと思えます。例えば特別給付の実施について緊急一時保護事業の内容に追加して措置の柔軟性を明記していただければと思えます。

現状と課題について、介護療養型の廃止など、病診連携等、どのように支援していくのか大きい課題だと思います。どこに掲げるのか悩むところですが、いずれかに規定するのがよいと思えます。

- (委員長) 医療との連携については私も非常に気になっています。今回の計画は介護と医療が分かれた計画になります。それがどのようにうまく機能していくのかということがあります。
- (宮崎委員) 確かに医療現場でも病院としては収益を考えれば退院誘導になり、厚生労働省の示す流れになってきています。高齢者生活支援センターという名称が出ています。最終的にはセンターを中心に家庭医を含めて対応していくことになろうと思いますが、センターという名称は良いのですが、人員をどうしたらよいのかということもあります。施設やセンターのマンパワーが足りていないように思います。市営住宅等も記載されていますが、漠然とこういうものが欲しいということだけでなく、支援を要する対象者の見込みに対してどれだけ整備すればよいのかという長期的な記述があればよいと思います。
- (小林委員) 基本目標の地域ケアの推進で「高齢者生活支援センターの強化」とあります。ここでは「強化」としてありますが、施策の展開方向では「支援センターの充実」としてあります。福祉センターができたときに設置数を調整するとありますが、地域包括支援センターの高齢者生活支援センターとランチとしての高齢者生活支援センターがあります。設置数だけの問題でなく、対応力も含めてマンパワーとしてどうかと言えば、平成22年度を目指してもう一度見直しを考えないといけないと思います。少なくとも人員の増数は必要だと考えています。権利擁護センターが出来ても、実際の継続的な生活支援は高齢者生活支援センターが担うことになります。そういったことも踏まえて考えておく必要があると思います。
- (神棒委員) 国、県と芦屋市の間でどういう組織があるのか、機能としてのシステムに非常に課題があると思います。近頃は広域連合など県単位で考えるような仕組みが出来ています。芦屋市の場合は人口が10万人と市民と職員の顔が見えやすい関係になっています。県単位になるとそのような関係が作れません。できるだけマンパワーを投入せず、整備等、介護事業に対して予算が回るようにしていただければと思います。介護に対してマンパワーが不足していることは全国的に課題になっています。専門的な人材を確保するために市としてどう考えていくか示していただければと思います。
- (委員長) 権利擁護の関係で認知症高齢者への支援として事務局が記載している内容ですが、関係者としてどうでしょうか。
- (安宅委員) 芦屋市は認知症の高齢者に対する対応は随分していただいていると思います。先日、市内で認知症の高齢者の方と出会ったことがあり、近隣住民の方などがよくその方を知っていて教えてくれました。そのような突発的なことが発生した場合にどうするのか気になりました。家族によっては認知症のことを隠す方もいらっしゃいます。
- (柴沼委員) 老人クラブとして、今の一番の問題は人数が増えない事です。都市部にその傾向が多いようです。また、男性が少ないということです。現在はそのことに力を入れて取り組んでいます。また実績はなかなか上がらない状態です。もう一つは自治会組織のなかでも時間的に余裕がありますから自治会活動も盛んにしているということです。あとは子どもの支援

活動です。私たちは今まで子どもとの付き合いが少なく、現在は登下校時の見守りをしています。餅つきなどの交流活動などもしています。問題だと思っているのは世代交流が少ないことです。中間まとめではコミュニティスクールとの関係について記載されていますが、実際にはそんなに世代間交流は行われていません。今後は動員が一番の課題だと考えています。

(委員長) 実際のPR活動はどうしていますか。

(柴沼委員) 芦屋市では特別にポスターを作成し市内に張り出しました。男性の勧誘については男声コーラスを実施し始めました。スポーツではグランドゴルフをするようになりました。もう一つは45周年を迎えるので加入者数を増やして行きたいと思います。後はあしやYO倶楽部との交流がありませんから今後は連携していかなければならないと思っています。

(中野委員) 特に気になったのは地域包括支援センターが児童のことも関わっていないといけないと聞いていますが、芦屋市では児童の問題は高齢者よりも難しいと思っています。誰もがみんな関わらないということが10年かけてやっと出来てきました。主任児童委員もできたこともあり、必ず一箇所につなげる、窓口はひとつとしています。地域包括支援センターも児童のことで対応する場合は、民生委員を利用して、関わっていただけたらと思います。

小ブロック連絡会、ミニ地域ケア会議についてですが、地域性があり自治会がたくさん出席されますが役員が年々交代します。認知症の見守りの話を積み重ねてきても、年度が替わるとまた一からということになります。引き続き役員を継続してもらうことができれば、見守り体制もできるのではないかと思います。

要援護者台帳についてですが、高齢者の台帳を預かっていますが、災害が発生した場合にどのように活用するのかということの目鼻がついていません。まだまだ大きな課題を残した状態です。何とか災害に役に立つものにしていきたいと考えています。

(委員長) 例えば地域発信型ネットワークの充実ではネットワークの関係を図示していただいているのですが、私が一番気になるのはこういった展開図が機能しているのかどうか、つながっているのか、うまく連携できていない可能性もあります。ネットワークは非常に大切ですが、本当に動いているのか心配です。事務局で検討いただきたいと思っています。

(委員長) 議事(2)について事務局より報告してください。

(事務局) 第4期介護保険事業計画におけるサービス料の見込について事務局より資料説明。

(委員長) ただいまの報告について皆さんのご意見はいかがでしょう。

(委員長) 事務局としては、第4期の保険料段階を第9段階まで引き上げたいという提案なのではないでしょうか。

(事務局) 第9段階の設定をすると、基準額の2倍の保険料になります。

2倍に設定することへの委員の皆さんのご意見をお聞かせいただき参考にさせていただきたいと考えております。

(神棒委員) 個人的な意見ですが、介護保険料はもう少し上げてもいいのでいざとい

う時に助けていただきたい。高額所得者の方は、1.75が2になっても負担感として低いのが実状だと思います。そして、生活保護受給者は保険料負担をなくすように考えていくべきではないでしょうか。

また、良質なヘルパーを確保するために芦屋市としてヘルパーの賃金に関する何らかの施策を設けることができないのかご検討いただきたいと思います。

(委員長) マンパワーに関しては問題の多いところですが、芦屋市としての考えをお聞かせください。

(事務局) 介護報酬が少なく介護職員を安定雇用できていないことが全国的に問題になっていることを踏まえ、国では介護報酬改定や、その他の施策についていろいろな議論がされているところです。

(神棒委員) 介護報酬が上がったとしても、報酬を取り込む悪質な事業者があるので、それを防止するために芦屋市としてヘルパーの最低賃金の設定を条例化するといったことができないのでしょうか。

(事務局) 賃金等に関しましては、労働基準法の取扱いになります。芦屋市は、給付適正化を目的に事業者に指導監査をおこなっております。指導監査の際には事業者の雇用形態も確認し、適切な運営を指導しております。

(委員長) 保険料の9段階設定について他にご意見はございますか。

(船橋委員) 私も9段階設定としていいと考えています。

(委員長) 高額所得者については基準額の2倍でいいということですね。

私は兵庫県の審査会委員をしております。私が審査するのは保険料についてですが、保険料に関する不服申立てを行った方と面談をします。意見の多くに、合計所得金額が250万円の人と3000万円、5000万円の所得の方が同じ保険料設定になっているのは不合理だというご意見があります。芦屋市は高額所得者が多くですし、9段階設定をして高額所得者の保険料を基準額の2倍にすることはいいのではないかと思います。

(小林委員) 神戸市は既に9段階設定ですが、神戸市は所得区分についても600万円以上で設定されているのですか。

(事務局) 現在の神戸市の保険料設定は、第4段階までは芦屋市と同じですが、5段階（合計所得金額147万円未満）、6段階（147万円以上200万円未満）、7段階（200万円以上300万円未満）、8段階（300万円以上600万円未満）、9段階（600万円以上）となっております。

(小林委員) 近隣市町の所得段階別の加入割合をお調べいただきたい。

(委員長) 次回、阪神間の所得段階別の加入割合をお示しくください。

(小林委員) 第1段階の生活保護受給者の割合0.5はどこも同じですか。

(事務局) 国の基準が0.5なので一律です。

(小林委員) 0.5より低く設定している市はあるのですか。

(事務局) 現在のところ聞いておりません。

(委員長) その他の報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 次回は12月中旬に開催予定。

閉 会